

島交規甲第39号
平成29年1月19日

各警察署長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

ゾーン30の整備方針について（通達）

生活道路におけるゾーン対策については、「ゾーン30の推進について」（平成23年10月31日付け島交規甲第837号。以下「基本通達」という。）に基づき、平成28年度末までに県内13箇所への整備に向けて推進中であるが、平成29年度以降の整備方針については下記のとおりとするので、引き続き道路管理者等と連携の上、生活道路におけるゾーン対策の更なる推進に努められたい。

記

1 基本的な考え方

(1) 整備方針

生活道路におけるゾーン対策については、「第10次交通安全基本計画」において生活道路における交通安全対策の柱と位置付けられ、引き続きゾーン30整備等の低速度規制を推進することとされているところ、平成29年度以降も基本通達の趣旨に基づき、適切な箇所へのゾーン30の推進に努めること。

また、既に整備済みのゾーンにおいても、道路管理者と連携し、視覚効果の高い法定外表示、ハンプや狭さく等の物理的デバイスの設置を推進することにより、更なる安全対策を講じていくこと。

このほか、道路交通環境の変化や地域住民の意見等を踏まえ、必要に応じゾーンの拡大等の見直しを行うこと。

(2) ゾーン対策上の留意事項

ア ゾーン設定の考え方

ゾーン設定は、基本通達に基づく基本的な考え方による設定に加え、地域住民等の要望や現場の交通状況等を踏まえつつ、公共施設、病院、小中学校通学路、児童公園等の高齢者や子どもが利用する施設等を含む区域、観光施設等多数の歩行者等の通行が想定される区域等、幅広く、より柔軟にゾーン設定を検討すること。

イ 道路管理者と連携した物理的デバイスの設置

ゾーン内における自動車の速度抑制や通過交通の抑制を図るためには、ハンプや狭さくといった物理的なデバイスの設置は有効な対策と認められることから、引き続き道路管理者に対し積極的に働き掛けを行い、ゾーン内における物理的デバイスの設置を一層推進すること。

ウ ゾーン入口の明確化

ゾーン入口へ設置する区域規制標識や路面表示に併せ、ゾーン内が歩行者等の通行を最優先される道路環境であること、ドライバーにより明確に認識させる観点から、道路管理者と連携し、シンボルマーク入り看板等法定外表示の活用を検討する等、引き続きゾーン入口を明確化するための施策を推進すること。

なお、同一の行政区域内や隣接する行政区域においては可能な限りその統一を図るなど、ドライバーにとって分かりやすい表示となるよう留意すること。

(3) 周知・広報等の推進

ゾーン30の周知・広報については、今後ともゾーン30の趣旨及び設定箇所をドライバー等に周知し、通過交通と自動車の走行速度の抑制を図るため、あらゆる機会や各種広報媒体を活用して、積極的な情報発信に努めること。

2 具体的な対応要領

(1) 整備済みのゾーンに対する対策

ゾーン30を整備している警察署にあっては、ゾーン内における交通事故抑止のほか、通過交通や自動車の走行速度が抑制され、歩行者や自転車の安全確保が優先される道路空間となっているかを定期的に効果検証し、必要に応じ追加対策を講じるなどの見直しを行うこと。なお、効果の検証に当たっては、ゾーン内居住者、道路利用者等からの聞き取りによることも効果的である。

(2) 新たなゾーン30の整備

今年度を準備期間として、ゾーン30の整備が可能な箇所を抽出し、平成29年3月3日までに交通部交通規制課宛てに報告すること（報告様式は問わないが、ゾーン区域、周辺の主要な施設を明示すること）。ゾーン30の整備箇所を検討するに際しては、通学児童の安全確保はもとより、当県においては、高齢者の安全確保が喫緊の課題とされていることから、特に高齢者からの意見・要望に配慮すること。

なお、各警察署からの報告を踏まえて、平成29年度以降の整備計画を示すものとする。

3 留意事項

生活道路対策の必要性が認められ、また地域住民から生活道路対策の要望があるものの、道路環境等からゾーンの形成が困難な箇所については、ゾーン30としての整備は行わないが、道路管理者と連携のうえゾーン30における対策に準じた安全対策を推進するものとする。